

白鷺園訪問介護事業所  
指定訪問介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人江戸川豊生会が開設する白鷺園訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び、所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 白鷺園訪問介護事業所
- (2) 所在地 〒275-0014 千葉県習志野市鷺沼3丁目6-44

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（養護老人ホーム施設長兼務）  
管理者は、事業所における従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名（介護福祉士）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 常勤換算 2.5名以上（サービス提供責任者を含む）  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日
- (2) 営業時間 24時間
- (3) サービスの提供は、年中無休（祝日 年末年始 夏期休暇はサービス提供できない場合がある）。

(指定訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その自己負担相当額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道 5km未満 300円

(2) 片道 5km以上 1kmにつき30円を加算した額

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者またはそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、習志野市を区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医、その他関係諸氏に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第9条 指定訪問介護事業所は、ご利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、ご利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 指定訪問介護事業所は、ご利用者に事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第11条 指定訪問介護事業所は、非常災害に備えるため地震等非常災害に対処するための計画を作成し、消防等についての責任を定め、年3回以上、避難訓練その他必要な訓練を行うとともに、非常災害が発生した際もその事業が継続できるよう、他の事業所との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第12条 訪問介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 訪問介護員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
  - 3 感染症対策として委員会を設置し、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練を実施する。

(サービスの提供記録の記載)

- 第13条 訪問介護を提供した際には、その提供及び内容、当該指定訪問介護についてご利用者に代わって支払をうける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面若しくは電磁的な対応にて保存する。

(秘密保持)

- 第14条 本事業所は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従事者であった者が、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
  - 3 科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とした、厚生労働省の運用する科学的介護情報システムへのデータ提出とフィードバックをご利用者の同意の上行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
  - (2) 継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人江戸川豊生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 第16条 適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待の発生又は再発を防止するため措置)

- 第17条 指定訪問介護事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じる。

- 2 本事業所は、虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的開催すると共に、指針の整備、研修、勉強会にて訪問介護員に周知徹底する。
  - (1) 年1回又は、年2回以上
  - (2) 新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を実施
- 3 本事業所は、虐待防止に係る組織内の体制（責任者の選定、訪問介護員への研修、計画等を作成する。）
- 4 虐待又は、虐待が疑われる事案が発生した場合には、迅速かつ適切な対応に措置を講じる。

附則 この規程は、平成18年11月1日から施行する。  
この規程は、平成19年1月1日から改訂し施行する。  
（人員配置5名が4.5名）  
この規程は、平成19年5月24日から改訂し施行する。  
（サービス提供責任者2名）  
この規程は、平成19年8月1日から改訂し施行する。  
サービス提供責任者1名に変更提供時間変更  
（6時30分から21時を6時30分から22時）人員配置は常勤換算4.9名  
この規程は、平成19年10月1日から改訂し施行する。  
時間変更（6時30分から22時を6時00分から22時）  
この規程は、平成20年3月1日から改訂し施行する。  
（人員配置11名 常勤換算5.2名 サービス提供責任者1名追加計2名）  
この規程は、平成20年4月1日から改訂し施行する。  
（人員配置10名 常勤換算5.4名 サービス提供責任者1名）  
この規程は、平成20年5月1日から改訂し施行する。  
（人員配置12名 常勤換算6.7名 サービス提供責任者2名）  
この規程は、平成22年4月1日から改訂し施行する。  
（人員配置17名 常勤換算7.15名 サービス提供責任者2名）  
この規程は、平成22年5月1日から改訂し施行する。  
（人員配置16名 常勤換算7.9名 サービス提供責任者3名）  
この規程は、平成24年8月1日から改訂し施行する。  
（サービス提供責任者：介護福祉士人員配置11名 常勤換算5.2名）  
この規程は、平成25年3月1日から改訂し施行する。  
（サービス提供責任者：2名 人員配置12名 常勤換算4.5名）  
この規程は、平成26年6月1日から改訂し施行する。  
（サービス提供責任者：1名に変更、サービス提供時間変更：6時から22時を24時間、人員配置15名、常勤換算4.7名）  
この規程は、平成30年4月1日から改訂し施行する。  
（第4条、第9条を改め、第10条から第13条を追加する。）  
この規程は、2021年4月1日に改訂し施行する。  
（第6条、第12条を改め、第13条、第14条、第16条を追加する。）

この規定は、2024年4月1日に改訂し施行する。